

令和3年度 国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、被保険者(加入者)が保険税を負担しあい、互いに支えあう制度です。加入者の皆さんにはご理解ご協力をお願いします。

☎市民環境課 TEL22-6827
☎9922

令和3年度の国民健康保険税について

1. 保険税率(本税)は令和2年度と変更ありません

安定した国保事業の運営の維持や税負担の公平性を保つため、令和6年度にかけて2年ごとに保険税の見直しを行います。令和3年度は令和2年度と同率となります。

一世帯における各年度の保険税は次のA～Cの項目ごとに分けて計算した後、合算した額となります。

	所得割	均等割(個人毎)	平等割(世帯毎)	賦課限度額
A 医療給付費分	6.48%	26,500円	24,100円	63万円
B 後期高齢者支援金分	1.81%	7,800円	7,100円	19万円
C 介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	1.11%	7,200円	4,800円	17万円

2. 低所得者世帯に対する軽減の計算式が変更になりました

令和2年中の年間所得額が一定基準以下の世帯は、保険税のうち「均等割」と「平等割」が軽減されます。申請は不要です。

〈軽減判定基準額〉

軽減割合	令和2年度	令和3年度
7割	33万円	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)
5割	33万円+28.5万円×被保険者数	43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)
2割	33万円+52万円×被保険者数	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)

※年間所得額 世帯主(国保加入者でない世帯主(擬主)を含む)、被保険者、特定同一世帯所属者の所得の合計額

※特定同一世帯所属者 国保から後期高齢者医療制度に移行した人で引き続き同一世帯にいる人

※被保険者数 国保加入者(擬主を除く)と特定同一世帯所属者の合計人数

※給与所得者等 次のいずれかに該当する人

- ・給与所得者 給与収入が55万円超
- ・65歳未満 公的年金収入が60万円超
- ・65歳以上 公的年金収入が125万円超

3. 国民健康保険税の通知を7月に郵送します

通知が届いたら納期限および納付方法を必ず確認してください。また、今まで特別徴収の世帯であっても世帯構成の変更や所得額の増減により普通徴収に切り替わる場合もありますので注意してください。

特別徴収(年金天引)

世帯内の国保加入者全員が65歳以上で一定の要件を満たす世帯が対象

普通徴収(納付書(金融機関・市役所・コンビニ・PayB)／口座振替)

12カ月分(4月～翌年3月)を年9回(7月～翌年3月)で納めてください。

※納期限を過ぎた納付書の支払いは金融機関または市役所で取り扱えます。

4. 新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の申請期間を延長します

申請期間 令和4年5月31日まで

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった世帯(一定要件あり)

対象となる保険税 令和2年2月から令和3年3月31日までに納期限が到来した保険税

※令和3年度分については、詳細が決定次第お知らせします。申請方法や要件については、市民環境課まで問い合わせてください。

被保険者証などの更新について

1. 被保険者証などを一斉更新します

現在使用している被保険者証と高齢受給者証の有効期限は、令和3年7月31日です。

新しい被保険者証を7月中旬頃から順次世帯加入者分をまとめて世帯主宛に簡易書留郵便で送付します。

- ・新しい被保険者証には、「枝番」が記載されます。
- ・有効期限は、原則令和4年7月31日です。(次の更新までに75歳になる人は、誕生日の前日)
- ・現在使用している被保険者証などは、8月1日以降に破棄してください。

2. 「被保険者証」と「高齢受給者証」が1枚になります

令和3年8月1日より、70歳から74歳までの国保加入者に対して、別々に交付していた被保険者証と高齢受給者証が一体化され、「負担割合」が記載された「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

被保険者証兼高齢受給者証(薄紫色)

岐阜県国民健康保険	有効期限	令和 4年 7月 31日
被保険者証	発行期日	令和 3年 8月 1日
兼高齢受給者証		
記号番号	1 2 3 4 5 6 7 (枝番)	0 1
	ヤマガタ ハナコ	見本
氏名	山県 花子	
生年月日	昭和 ○年 □月 △日	性別 女
適用開始年月日	令和 3年 8月 1日	負担割合 2割
交付年月日	令和 3年 8月 1日	
世帯主氏名	山県 太郎	
住所	山県市高木1000番地1	市山 印県
保険者番号	210146	

※この見本は70歳以上の保険証です。
70歳未満は の記載はありません。

所得の申告について

保険税は前年所得に基づいて所得割の算定や軽減判定、自己負担限度額の判定を行います。国保加入者(擬主を含む)は、毎年、必ず所得の申告をしてください。

※税法上の扶養親族、老齢年金受給者、年末調整を受けた人などは、申告は不要です。

医療費通知書の発送回数について

確定申告で利用できる医療費通知書を12月(1～10月分)と2月(11～12月分)の年2回に分けて発送します。確定申告の医療費控除に利用する場合は大切に保管してください。

マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月頃から順次、医療機関や薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用するにはマイナンバーカードに事前の登録が必要です。

